

## 主な助成制度のご紹介

安全・安心のまちづくりを進めるため、ぜひご活用ください！

### 狭あい道路拡幅整備事業(重点地区)

#### ●助成の対象

- 所有する建築物等が4m未満の狭あい道路に面している方



#### ●助成内容

- 道路を幅4mまで広げるための後退部分や隅切り部分を区が整備
- 塀の除去や樹木の移設費用の一部を助成
- 建物の建て替え以外で道路を広げる場合、限度額の範囲内で、塀の除却費や設置費等の実費を助成。
- 後退用地の固定資産税・都市計画税が非課税

### 【旧耐震基準】

### 木造住宅等の耐震化に関する助成制度

#### ●助成の対象

- 区内の昭和56年5月以前に建築した木造建物等を所有している方



#### ●助成内容

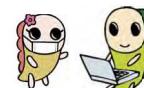
- 区の精密診断の結果に基づき耐震改修工事を行う場合に、工事費用の一部を助成

#### ●助成額

- 耐震改修に要する費用の2分の1(上限あり)

### 方南一丁目地区まちづくり検討会

### オンライン会議を体験しました



これまでの活動内容は、方南一丁目地区まちづくり通信のバックナンバーをご覧ください



方南一丁目地区まちづくり通信  
二次元コード



### 【お問い合わせ】

杉並区都市整備部 市街地整備課 不燃化推進係  
電話：03-3312-2111（内線）3365

方南一丁目地区

# 防災まちづくり通信



第9号

発行日：令和3年3月

発行：杉並区都市整備部市街地整備課不燃化推進係 編集協力：(株)都市環境研究所

## 不燃化特区の支援期間を延伸します！

令和3年4月から支援制度が使いやすくなります

支援期間は

令和7年度末まで

方南一丁目地区では、地区的不燃領域率（※）70%達成を目指して、平成27年度より東京都の不燃化特区制度を活用し、老朽建築物の除却・建替え費用助成や建替相談会の開催、戸別訪問の実施など、不燃化に向けた取組を行っています。

この度、区では不燃化特区の支援期間を、令和3年3月31日までから令和8年3月31日まで延伸します。



毎度、ご好評いただいている建替相談会の様子  
今年度は、感染予防対策を徹底したうえで開催



### 【令和3年3月31日までの制度】

#### 老朽建築物除却等助成

##### ●対象建築物

昭和56年以前に建築された建築物

#### 戸建て等建替え助成

##### ●手続きの流れ



計画の段階に合わせて  
除却助成と建替助成  
を分けて申請できます

### 【令和3年4月1日からの制度】

#### 老朽建築物除却等助成

##### ●対象建築物

申請時に耐用年限の2/3が経過している建築物

例) 築15年以上経過した木造建築物など

除却助成対象が  
広がります！

#### 建替え促進助成

##### ●手続きの流れ（例）

より使いやす  
なります！



詳しくは、裏面の問い合わせ先まで、ご連絡ください

#### 無料相談会も継続実施！



建築士やファイナンシャルプランナーなどの専門家に、無料でご相談いただけます。

建替相談会や個別相談も随時実施いたしますので、お悩みをお持ちの方は、お気軽にお問い合わせください。

継続します！

# 方南一丁目地区 街頭消火器マップ

## 街頭消火器を知っていますか？



杉並区では、地震などで火災が発生した時の初期消火器具として、おおむね50m～60mに1本を基準に、街頭消火器を設置しています。

街頭消火器は、道路や道路に面した土地に格納箱を置き、その中に消火器を保管しています。

## あなたのご近所の街頭消火器はどこですか？



令和3年1月、方南一丁目地区では、地区内にある街頭消火器の場所を確認し、消火器マップを更新しました。もしも火災が発生した場合には、ご近所の街頭消火器を活用してください。

